

# 岐阜県立吉城高等学校育友会会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県立吉城高等学校育友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、生徒の福祉を増進し、家庭と学校との関係を密にし高校教育を振興し、合わせて地域社会の文化向上に努力することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の補導、保護並びに福祉増進に関すること。
- (2) 学校の教育環境の整備を図ること。
- (3) 学校と家庭との連携を深め、指導方法を充実すること。
- (4) 会員の研修を深めるとともに、相互の親睦を図ること。
- (5) その他高等学校教育に必要と考えられること。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は、岐阜県立吉城高等学校内に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、岐阜県立吉城高等学校に在学する生徒の保護者並びに同校に在職する教職員とする。

## 第二章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |              |           |          |
|----------|--------------|-----------|----------|
| (1) 名誉会長 | 1名(学校長)      | (6) 女性 部長 | 1名(保護者)  |
| (2) 会 長  | 1名(保護者)      | (7) 女性副部長 | 若干名(保護者) |
| (3) 副会長  | 若干名(保護者)     | (8) 監 事   | 2名(保護者)  |
| (4) 書 記  | 若干名(保護者,教職員) | (9) 顧 問   | 若干名(功労者) |
| (5) 会 計  | 2名(保護者,教職員)  |           |          |

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、本会の庶務を担当し、諸記録の作成保持に当たる。
4. 会計は、本会の会計に関する事務を担当する。

5. 女性部長並びに女性副部長は、会務の審議執行について女性部の立場を担当する。
6. 監事は、本会の会計を監査する。
7. 名誉会長・顧問は、本会の運営等について会長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、女性部長、女性副部長及び監事は、前年度の本部役員会で推薦し会員の直接信任投票によって決定する。
- (2) 信任は、得票が有効投票数の過半数を超えなければならない。
- (3) 顧問は、役員会において推薦する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員の補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第三章 機 関

(議決機関)

第10条 本会に次の議決機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会

2. 総会・役員会は、会員または役員過半数の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数によるものとする。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回会長が召集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員選出と承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を召集することができる。

2. 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

(役員会)

第12条 役員会は、総会に付議すべき諸案件、その他重要事項について審議する。

2. 役員会は年度当初に限り、総会による予算決定までの期間に係る暫定予算を審議決定することができる。この場合、暫定予算はやむを得ない支出予算に限るほか、当該年度の予算が成立したときは失効するものとみなし、暫定予算に基づく支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づくものとみなす。

(専門部会)

第13条 会員相互の研修を深め、家庭と学校との連携を強化するため、次の専門部会を置く。

(1) 進路部会 (2) 広報部会 (3) 生活部会

2. 各部会の組織及び構成は会長が委嘱する。

3. 各部会には部長、副部長を置き、各構成員の互選により選出する。

#### 第四章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会費及び入会金)

第156条 本会の会費は、月額500円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 附 則

1. 本会則は、昭和51年4月1日より施行する。

①平成元年4月1日一部改正。

②平成8年5月10日一部改正。

③平成11年5月7日一部改正。

④平成17年4月23日一部改正。

⑤平成26年5月2日一部改正。

⑥平成28年4月28日一部改正。

⑦平成29年4月28日一部改正。

⑧平成31年4月26日一部改正。